

福島市公告第106号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

福島市森林ビジョン策定等業務委託候補者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和7年4月15日

福島市長 木 幡 浩

記

1 業務概要

(1) 委託業務名称

福島市森林ビジョン策定等業務委託

(2) 業務内容

「福島市森林ビジョン策定等業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という）のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料の上限額

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し本市の参加資格審査においてその資格を認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 福島市の令和7・8年度業務委託有資格者名簿の「調査・計画策定業務」に登載されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出時において福島市競争入札参加停止等取扱要綱（平成11年4月1日制定）に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に、国、地方公共団体、公共法人が委託した類似業務（森林・林業に係る計画等策定業務）の受託者として実績があること。

- (5) 業務の執行体制として主任技術者に、本業務に精通する技術士（総合技術監理部門（森林）又は森林部門（林業））の資格を有する者を配置できること。
- (6) 企業としてのセキュリティ管理として、以下①②のいずれか及び③の承認・認定を受けていること。
- ① JIS Q 27001：情報セキュリティマネジメントシステム
 - ② JIS Q 15001：個人情報保護マネジメントシステム
 - ③ プライバシーマーク制度による認定：プライバシーマーク
- (7) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 次のいずれにも 該当しない者であること。
- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

3 参加手続き等

「福島市森林ビジョン策定等業務事業者選定プロポーザル実施要項」（以下、「実施要項」という。）及び「福島市森林ビジョン策定等業務事業者選定プロポーザル技術提案書作成要領」（以下、「技術提案書作成要領」という。）、「委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要項、技術提案書作成要領、委託仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

「福島市森林ビジョン策定等業務委託事業者選定審査委員会」の審査において提出書類及び審査会の採点結果をもとに、最優秀者及び次点者を決定する。

5 公募スケジュール

内 容	期間 又は 期日
(1) 公募開始	令和7年4月15日(火)
(2) 参加表明	// 4月15日(火)から
①質問の受付期間	// 4月22日(火)16時まで(必着)
②質問への回答	// 4月25日(金)
(3) 参加表明書の提出期限	// 4月30日(水)16時まで(必着)
(4) 技術提案書	// 5月 7日(水)から
①質問の受付期間	// 5月14日(水)16時まで(必着)
②質問への回答	// 5月16日(金)
(5) 技術提案書等の提出期間	// 5月20日(火)から // 5月21日(水)16時まで(必着)
(6) 審査委員会	// 5月26日(月)予定
(7) 審査結果の通知	// 5月27日(火)予定

6 事務局

福島市農政部農林整備課（担当：佐々木、梅津）

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電 話：024-525-3729

FAX：024-533-2725

E-mail：nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp